

10 報告徴収・立入検査 **A B C D**

- ① 厚生労働大臣は、特定病原体等管理者に対し、報告徴収、立入検査、物件の無償収去を行うことができる。
- ② 都道府県公安委員会は、運搬に関して、特定病原体等管理者に対し、報告徴収、立入検査を行うことができる。

11 改善命令 **A B C D**

厚生労働大臣は、特定病原体等管理者に対し、特定病原体等の取扱基準に違反した場合に改善命令を行うことができる。

12 緊急時の厚生労働大臣による直接執行 **A B C D**

厚生労働大臣は、緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事の権限を自ら直接行うことができる。

第十 慢性感染症に関する規定

- 1 慢性感染症の予防を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、当該感染症の感染経路、治療の期間等当該慢性感染症の特性に応じて、適切に講じられるよう、努めなければならない。
- 2 医師は、厚生労働省令で定める慢性感染症の患者を診断したときは、当該患者のその後の治療の経過及び結果について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所を経由して、都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 病院の管理者は、厚生労働省令で定める慢性感染症の患者が入院又は退院したときは、七日以内に、その患者についての事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。
- 4 保健所長は、厚生労働省令で定める慢性感染症の登録票を備え、その管轄区域内に居住する慢性感染症の患者及び回復者に関する事項を記録しなければならない。

第十一 大規模な感染症の発生に関する規定

- 1 国及び地方公共団体は、大規模な感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該感染症の発生状況、健康被害、予防又は治療に必要な措置その他当該感染症に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。
- 2 医師は、厚生労働大臣が大規模な感染症の発生の状況、動向及び原因を把握するため必要があると認めて期間、地域及び当該感染症に顕著な症状を定めた場合において、当該症状を呈する者を診断したときは、直ちに、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大